

仕様書

1 修繕名称

盛岡市総合交流ターミナル客室エアコン交換修繕

2 修繕の場所

盛岡市総合交流ターミナル（盛岡市下田字生出893-11）

3 修繕期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

4 修繕内容

盛岡市総合交流ターミナルの2階客室に設置してある一部のエアコンの交換修繕等であり、不要となった既存機器等の撤去処分・試運転調整費等を含むものとする。取替に要する室内機及び室外機・消耗品・雑材・配管等材料のほか、産業廃棄物処理費・運搬費・修繕に係る工事費等も含め修繕を完了すること。

入替機器の詳細は、以下のとおり。

摘要	数量	単位
三菱電機社製 室外機 MXZ-5621AS 型 1台	6	セット
室内機 MLZ-GX2822AS-IN 2台		
三菱電機社製 室外機 MXZ-8021AS 型 1台	1	セット
室内機 MLZ-GX2822AS-IN 3台		

5 共通仕様

設計書や特記仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書（盛岡市ホームページを参照）」及び最新版「公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」並びに最新版「公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」によることを原則とし、これによりがたい場合は市担当者と協議すること。

6 監理

- (1) 施工箇所が既に供用されている施設であるため、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打合せを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、設計図書又は見積依頼書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、市担当者の承諾を受けるものとする。

- (3)本修繕に係る軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (4)調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者に報告して指示を受けるものとする。
- (5)施工に必要な水、電力等の使用は、施設管理者と協議すること。
- (6)発生品の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。
- (7)工期内に他業者による修繕、清掃等が必要になった際は、工程調整を行うこと。
- (8)既に供用開始している施設であることから、施設運営に可能な限り支障が出ないように配慮すること。施工により施設の利用が不可能な期間が発生する場合は、施設管理者と対応を協議すること。
- (9)事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。(要領書等は盛岡市ホームページを参照)
- (10)修繕の着手、施工及び完成において官公署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。

7 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 修繕計画書
- (3) 業務完了報告書
- (4) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (5) その他必要なもの

8 その他

- (1) 契約代金は一括払いとする。
- (2) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。